

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みやこ町は、住民税非課税等に対する臨時特別給付金支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

福岡県みやこ町長

公表日

令和4年9月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下「公金受取口座登録法」という。)第10条の特定公的給付として指定された「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の支給を実施するための基礎とする情報(地方税関係情報、住民基本情報)の管理に関する事務において特定個人情報を取り扱う。 ○本給付対象者の選定及び、支給要件の判定を行う。 【住民税非課税世帯】 令和3年度は、令和3年12月10日(基準日)時点で住民基本台帳に登録があるもののうち、令和3年度分又は令和4年度分の住民税(均等割)が非課税であるもので構成された世帯に対して給付金を支給する。 【家計急変世帯】 課税世帯であるが、ひと月の収入が均等割非課税相当に減収した世帯については、申請により非課税世帯相当と認められれば給付金を支給する。(令和3年度分は令和3年1月以降、令和4年度分は令和4年1月以降のひと月の収入による申請とする。) その他支給方法は令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(府政経運第423号)及び令和4年度子育て世帯等臨時特別給付金支援事業支給要領(府政経運第280号)に従い実施する。
③システムの名称	1. Acrocity 2. 統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) 3. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給対象者ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の101の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示 5号 ○公金受取口座登録法 第10条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第8号 別表第二の第121の項 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第59条の4 【情報提供の根拠】 提供なし	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保険福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	みやこ町役場総合行政委員会事務局 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-6004
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	みやこ町役場保険福祉課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-2516
-----	---

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下「公金受取口座登録法」という。) ○本給付対象者の選定及び、支給要件の判定を行う。 【住民税非課税世帯】 令和3年12月10日(基準日)時点で、住民基本台帳に登録があるもののうち、令和3年度分住民税(均等割)が非課税であるもので構成された世帯に対し、給付金を支給する。 【家計急変世帯】 課税世帯であるが、ひと月の収入が均等割り非課税世帯に減収した世帯については、申請により非課税世帯相当と認められれば給付金を支給する。	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下「公金受取口座登録法」という。) ○本給付対象者の選定及び、支給要件の判定を行う。 【住民税非課税世帯】 令和3年度は、令和3年12月10日(基準日)時点で住民基本台帳に登録があるもののうち、令和3年度分又は令和4年度分の住民税(均等割)が非課税であるもので構成された世帯に対して給付金を支給する。 【家計急変世帯】 課税世帯であるが、ひと月の収入が均等割り非課税世帯に減収した世帯については、申請により非課税世帯相当と認められれば給付金を支給する。(令和3年度分は令和3年1月以降、令和4年度分は令和4年1月以降のひと月の収入による申請とする。) その他支給方法は、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(府政経連第423号)及び令和4年度子育て世帯等臨時特別給付金支援事業支給要領(府政経連第280号)に従い実施する。	事後	
令和4年9月14日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第73条 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十三条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示 5号 ○公金受取口座登録法 第10条	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示 5号 ○公金受取口座登録法 第10条	事後	
令和4年9月14日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年12月10日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年9月14日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年12月10日時点	令和4年6月1日時点	事後	